

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿沼市長 松井 正一

市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	南押原(北)地区 (榆木町、南上野町、大和田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・榆木町は基盤整備されていることもあり、比較的担い手への集積が図られており、農地面積の約6割が担い手による耕作が行われている。一部、遊休農地も見受けられるため、そうした農地の適切に管理することにより、農地の集積・集約を図る必要がある。

・南上野町は基盤整備されておらず、水田が沼地の状態で作付け自体が難しいところもある。

・大和田町は集積率こそ約20%と高くないが、担い手以外による耕作や地域による草刈りなども行われており、営農の面においては今のところ大きな問題は抱えていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・榆木町については、現状の営農を保ちつつ、遊休農地等が発生した場合には地域の担い手を中心に集積・集約化を図っていく。

・南上野町については、課題のとおり、作付けが難しい農地もあることから、農地として継続できる場所を明確にし、地域の担い手だけで難しければ他地区からの農業者受け入れも検討する。

・大和田町については、担い手のほかにも経営規模の大きい農業者も複数あることから、それらの農業者で空き農地や後継者がいない農地等について集積・集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	294 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	250 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。 ・圃場整備により農地の大区画化のほか、農道や水路の整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦多面的活動団体に水路等の草刈りを担ってもらう。
⑩補助事業の活用により、大型農業機械の導入やスマート農業に取り組む。